

短期入所（ショートステイ）

自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障害のある方に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

対象者

福祉型（障害者支援施設等において実施）

1. 障害支援区分が区分 1 以上である方
2. 障害児に必要とされる支援の度合に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分 1 以上に該当する児童

医療型（病院、診療所、介護老人保健施設において実施）

遷延性意識障害児・者、筋萎縮性側索硬化症（ALS）等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障害児・者 等

サービスの内容

障害者支援施設や児童福祉施設などで次のようなサービスを行います。

- 入浴、排せつ、食事、着替えなどの介助
- 見守りや、その他必要な支援